



年月日	平成 25 年 4 月 30 日
発行	防災対策課
所属長	課長 藤川 浩志
電話	06-6489-6165

## 1 津波等一時避難場所の指定追加について

平成 25 年 5 月 1 日付けで、新たに民間マンションの 2 施設を津波等一時避難場所に追加指定します。

NO.	施設名	所在地	収容人数
1	レストージュ橋通り緑彩館	東難波町 2 丁目 16-1	870
2	ブライトライフ	東園田町 6 丁目 58-1	150



※ 4 月 1 日までに 259 施設 (179,780 人) を指定しており、今回の追加指定をもって合計 261 施設 (180,800 人) となります。

## 2 気仙沼市への支援について

### (1) 職員の派遣状況

- 派遣期間…平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (1 年)
- 派遣人数…土木職 2 人 (建設部都市計画課土地区画整理室 所属)  
土木職 1 人 (建設部下水道課 所属)

### (2) 支援に係る現状について

現在、土地区画整理室所属の職員については、土地区画整理事業を担当し、鹿折地区、南気仙沼地区の事業計画や換地業務など、組織の中心となって作業を行っています。

また、下水道課所属の職員については、下水道管渠や終末処理場・ポンプ場等下水道施設を担当し、災害復旧業務を行っています。

## 3 淡路島付近を震源とする地震について

### (1) 市の対応について

H25.4.13 淡路島付近を震源とする地震発生後、直ちに防災第 1 号配備態勢を発令し、午前 7 時 30 分に市長を含む各局長級による「第 1 回災害対策連絡会議」を開催しました。午前 11 時に「第 2 回災害対策連絡会議」を開催し、被害状況の確認を行った上、人的被害をはじめ、大きな被害はないとの最終報告を受け、11 時 30 分に防災第 1 号配備態勢を解除しました。

### (2) 淡路地域への支援について

地震により、淡路地域 (淡路市、洲本市) において多くの建物被害が発生しました。このため、兵庫県より応急危険度判定業務や家屋被害認定業務において、職員派遣について協力依頼があり、応急危険度判定士及び家屋被害認定士の資格を有する職員の派遣を行い各業務を支援しています。(なお、5 月 1 日以降の派遣については、兵庫県と調整中です。)

#### 【応急危険度判定業務】

- 派遣期間…平成 25 年 4 月 17 日
- 派遣人数…応急危険度判定士 2 人

#### 【家屋被害認定業務】

- 派遣期間…平成 25 年 4 月 18 日～19 日及び 23 日～24 日
- 派遣人数…家屋被害認定士 各日 2 人 (延べ 8 人)